

Sharing insights on key industry issues

FASB Board Meeting – Insurance Contracts

PwC Summary of Meetings: 7 September 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

FASB は、2011 年 9 月 7 日に審議会を開催し、ビルディング・ブロック・アプローチを適用する次の 2 つの概略的な契約の分類に対する、単一マージン(従来の複合マージン)の償却に関して審議を行った: (1) キャッシュ・フローの変動性が、(例えば、終身保険契約のように)主に保険事故のタイミングによる契約、および(2) キャッシュ・フローの変動性が、(例えば、保険料配分アプローチの適格性に合致しなかった損害保険契約のように)主に保険事故の発生頻度と重要度による契約。審議会は、償却のガイダンスは原則的なものとし、特定の償却パターンについては記載しないことを仮決定した。

審議会はまた、適格性の要件について未だ決定されていない保険料配分アプローチにおける発生保険金の会計処理についても審議を行った。彼らは、短期契約に関する現在の USGAAP の会計とある程度整合性のあるアプローチを好むが、(重要である場合には)キャッシュ・フローの期待値(平均)に割引を適用する意向を示した。

単一マージン・アプローチにおける償却

最初の議題において、ビルディング・ブロック・アプローチのもとでは、単一マージンは、保険者がキャッシュ・フローの変動性の減少に基づくリスクからの解放に応じて償却されるべきであると、過去における審議会で結論が出されていたことが説明された。9月7日の審議において、スタッフは、ビルディング・ブロックを適用する2つの概括的な契約の分類に対するより具体的な償却アプローチを審議会に説明した。

- 1) キャッシュ・フローの変動性が、主に保険事故のタイミングによる契約(例えば、終身保険契約)、および
- 2) キャッシュ・フローの変動性が、主に保険事故の発生頻度と重要度による契約(例えば、保険料配分アプローチの適格性に適合しなかった損害保険契約)

審議会は、償却のガイダンスは原則的なものとし、特定の償却パターンについては記載しないことを仮決定したが、以下の一般的な概念を適用すべきとした。

- 1) もし、キャッシュ・フローの変動性が、(終身保険契約や年金契約のように)主に保険事故のタイミングである場合、保険者は、一般に、保険事故のタイミングの不確実性の減少に基づき、リスクから解放される。
- 2) もし、キャッシュ・フローの変動性が、主に保険事故の発生頻度と重要度による場合、キャッシュ・フローの変動性は、一般に、契約のライフサイクルを通して判明する予想キャッシュ・フローの情報量の増加に応じて減少する。

これに対して、スタッフペーパーは、2つの主な契約分類それぞれの償却パターンの選択に関して、より詳細なアプローチを説明していた。例えば、スタッフペーパーでは、キャッシュ・フローの変動性が主に事故のタイミングである場合、(定額法のような)時の経過に応じて、もしくは、時の経過とパターンが著しく異なる場合には、保険事故のタイミングの不確実性の減少に応じて、保険者はリスクから解放されと提案されていた。スタッフは、このアプローチは他の会計基準と整合性があると説明した。

しかし、定額法が標準の方法であるのか、また、死亡の発生が確実である場合、タイミングの不確実性は後年に増大するのではないかと、もしくは、死亡の発生が少なく予想されているが保険者の損失のリスクが大きい早期に、タイミングの不確実性は増大するのではないかなど、異なる見解が審議会メンバー内で存在した。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。したがって、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

審議会は、さらに、選択されたアプローチが、リスクをポートフォリオレベルで考えるか、もしくは個別の契約レベルで考えるかにより異なるか審議した。数名は、例えば、もしリスクの逡減がより小さな単位ではなく、ポートフォリオレベルで行われるのであれば、定額法は第一の契約の分類には適切であるかもしれないと述べた。

審議会のメンバーの一名は、ビルディング・ブロック・アプローチにおけるマージンの認識は、収益認識プロジェクトとより整合的であり、保険者へのリスクの逡減ではなくむしろ、契約者に対する給付の積み立てにより焦点をあてているため望ましいと述べた。しかし、他の審議会のメンバーの一名は、ビルディング・ブロック・アプローチは、収益の認識ではなくマージンの認識を扱っていると述べ、また、他の審議会のメンバーの一名は、各期における契約者に対する保険契約の相対的な便益を決定することが可能でなければ、困難であるとコメントした。

スタッフは、審議会に対して、(損害保険契約のような、発生頻度と重要度のリスクを有する)第二の分類の契約の償却パターンを、(主にタイミングのリスクを有する)第一の分類とは別に検討することを依頼した。スタッフの資料に説明された単一マージンの償却に関する提案では、潜在的には、発生頻度と重要度のリスクを伴うビルディング・ブロック・モデルに準拠する契約だけではなく、発生頻度と重要度のリスクを伴った保険料配分アプローチの適格性の要件に合致する契約においても適用可能であると記載されていた。しかし、審議の後半において、審議会は、保険料配分アプローチへの単一マージンの適用を却下し、そしてそれ故、審議会のメンバーの一名は、審議会により同意された発生頻度と重要度のリスクを有する契約の単一マージンの償却パターンの概念は、小さな契約の分類に限定されるであろうと述べた。

審議会のメンバーの一名は、(1)保険事故が発生したがまだ報告されていない時点、(2)保険事故が報告された時点、(3)契約の両当事者が保険金の支払い額について同意した時点、および(4)保険金が支払われた時点、という四つの明確な時点においてのみ、発生頻度および重要度のリスクを伴う契約に対しマージンの償却が生じるというスタッフペーパーの含意に反論した。スタッフは、これらは保険契約のライフサイクルにおける他の時点間の検証や評価の際に考慮されるべき指標にすぎないと述べた。キャッシュ・フローの変動性は一般に、より多くの予想キャッシュ・フローに関する情報が利用可能となるに応じて減少されるという原則を示すために、文言はより明確にするべきであると全員が同意した。

スタッフの提案は、保険料配分アプローチにおいても、単一マージンは潜在的にはカバレッジ期間および保険金支払期間にわたり認識されることが提案されているが、なぜ、(保険料配分アプローチにおいて)収益はカバレッジ期間にわたり認識されるのか審議会メンバーから質問がなされた。審議会のメンバーは、収益認識は契約者が便益を享受した期間にわたるべきであると述べ、そして、その便益は保険カバレッジ期間であるというのが彼の見解である。費用は発生時に認識し、そして、利益は同じカバレッジ期間にわたる結果となる。

スタッフは、保険料配分アプローチにおいても利益の認識が遅れる二つの潜在的な理由があると反論した。(1)保険金費用の見積りは、カバレッジ期間の後に最終の保険金の支払いによりしばしば変更されるため、利益が未だ不確定であること、そして(2)保険金の交渉や支払いのサービスは、カバレッジ期間終了後に行われ、カバレッジ期間終了後に一定の利益(および、おそらく一定の収益)の繰り延べが議論される場合もあること。

しかし、審議会のメンバーは、支払額が確定しないというリスクを保険者が有していることや、どのくらい積極的に保険者が保険金について交渉するかにより支払額が変動するという事実は、費用認識の問題であり、収益認識の問題でもなければ利益を繰り延べる理由でもないとして述べた。彼は、キャッシュ・フローの変動性を逡減させる保険事故が発生するまでは利益を認識しないという要件を含め、提案されたスタッフのアプローチは、過度に保守的であり、そして不必要に利益の認識を遅らせると考えている。彼は、代わりに、収益認識基準プロジェクトにおける費用の構成要素に対する「合理的に仮定した」という要件を適用し、費用を合理的に見積ることができた際に利益を認識することを支持した。他の審議会のメンバーは、スタッフのアプローチはあまりに保守的で、典型的な自動車の損害のようにある種の短期テールのカバレッジにおいては、契約の終了後に利益が認識される結果となるかもしれないと賛同したが、これは、カバレッジ期間終了後に重大な不確実性が存在する経営者賠償責任保険のような他のカバレッジには、よい変化をもたらすであろうと述べた。

結局、審議会は、キャッシュ・フローにおける変動性に依じたリスクからの解放および単一マージンの収益の認識は、ビルディング・ブロック・アプローチにおいて会計処理される契約の頻度もしくは重要度に関して減少されると決定した。しかし、決定していない保険料配分アプローチの適格性の要件に合致する契約については、単一マージンの償却はなく、カバレッジ期間にわたり収益が認識され、保険金は発生時に計上され、そして結果としての利益が、当期利益に反映される。

保険料配分アプローチ

第二の議題は、ビルディング・ブロック・アプローチに準拠しない契約に対し適用される、保険料配分アプローチにおける発生保険金に対する会計処理であった。このアプローチの適格性の要件に関しては未決定であり、将来の審議会において議論される。

審議会は、短期契約に関する現在の USGAAP の会計処理と整合するように、保険料をカバレッジ期間にわたり計上し、そして保険金は発生時に計上することを好むと述べた。しかし、発生保険金の見積りは、現在要求されている「最善の見積り(best estimate)」ではなくむしろ、FASB のディスカッション・ペーパーにおいて提案されている期待値(平均)であり、そして、金額が重要である場合には、発生保険金に関わる予想キャッシュ・フローの割引が求められる。ビルディング・ブロック・アプローチとは異なり、償却する単一マージンも存在しない。審議会は、このアプローチは、保険料配分アプローチが、ビルディング・ブロック・アプローチから区分されたモデルであるとする考え方と整合していると考え、それゆえ、ビルディング・ブロック・アプローチにおける単一マージンの概念を適用しなかった。

スタッフは、審議会において棄却された代替的な見解を説明した。代替案の一つは、現在の USGAAP (最善の見積りを適用し、支払いが未確定であり信頼を持って決定できない場合には、割引計算を適用しない)を維持することである。これは審議会メンバーの一名が支持した。もう一つの代替案は、審議会により棄却された上述のスタッフの提案であるが、ビルディング・ブロック・アプローチ(保険金支払期間を通して一定の単一マージンの保有を含む)の適用である。

審議会の一名は、審議会が選択した代替案は、利益が当期損益に反映されており、伝統的な保険料収益と保険金アプローチとより整合的であると述べた。多くの利用者は、他の業種と整合性があること、そして、それゆえ、より理解し易いという理由で、このアプローチを支持している。しかし、85%の利用者が、現在の準備金について割引を適用していない(他の15%は独自の割引要素を適用している)と回答したが、審議会は、それでも影響が大きいのであれば割引に賛成するとした。審議会のメンバーの一名は、おそらく、利用者の割引への無関心は、現在の低金利状況によるためであるとの見解を示した。

これに加え、審議会は、割引計算に対する例外は、重要でない場合だけに限るのか、また、(収益認識の提案と同様に)全ての保険金の支払いが12ヶ月以内であると予想される契約については実務的な対応として許容するのか、IASB とともに審議することを決定した。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座8丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.